

業務委託仕様書

1 委託業務名

業務名は、「美郷町の地域資源や観光コンテンツを利用した動画制作業務」（以下、「本業務」という。）とする。

2 業務の目的

本業務は、美郷町が持つ魅力や観光コンテンツを活用した動画を制作し、訪日客など美郷町への誘客を図ることを目的とする。

3 制作する動画の仕様

(1) 制作する動画は2本以上とし、次のテーマごとに1本以上制作すること。

- ・春（5月～6月）：ラベンダー、湧き水
- ・夏（7月～8月）：手ぶらでキャンプ、水源トレッキング

なお、動画ごとのテーマについては、当社（以下、「発注者」という。）と本業務を受託した者（以下、「受注者」という。）の協議をもって最終決定するものとする。

(2) 動画の長さは1本あたり3分以上6分以内とする。

(3) 視聴想定ターゲットは台湾、タイ等の東南アジア諸国からの旅行者とし、英語のテロップを必須とする。

(4) 動画には人物が登場し、体験を実況する形式または複数人の会話形式によって魅力を発信する形式とすること。（ナレーションは極力使用しない）

(5) 動画に登場する人物の国籍、性別、年齢、人数は問わないが、映像中で使用される言語が英語の場合は、英語のテロップに代えて日本語のテロップを必須とする。

(6) 動画は、基本的に令和6年中に撮影された映像で制作するものとし、過去に撮影した映像を挿入する場合は、1本につき時間割合が15%を超えないこと。

4 履行期限

動画の納品は記録メディアによるものとし、納期限は令和6年10月20日とする。

5 業務の実施

(1) 受注者は、本業務の実施に当たっては関係法令および条例を遵守すると

ともに、映像に映り込む人物のプライバシー等に十分配慮すること。

- (2) 受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 受注者は、発注者の許可を受ければ、翻訳や登場人物の手配といった業務の一部を他者に再委託することができる。この場合、受注者と再委託者との間に発生した紛争等に関しては、受注者の責任において解決するものとする。
- (4) 本業務に関し、進捗状況の確認も含め、随時打ち合わせを行うこと。

6 制作された動画の権利

- (1) 納品された動画の著作権は、制作者である受注者が有する。
- (2) 発注者は、納品された動画を再編集しない限り、自身のホームページにアップロードできるほか、各種SNSでの発信や商談等で自由に利用できるものとする。なお、動画の圧縮やフォーマット変更は、再編集の範囲に含まないものとする。
- (3) 受注者は、納品した動画に記録された映像を利用して新たに著作物を制作する場合は、事前に発注者の承諾を得るものとする。ただし、再利用する映像の長さが納品した動画全体の15%を超えない場合で、かつ明らかに本仕様書の制作意図に反しないと認められる場合はこの限りでない。

7 その他の特記事項

- (1) 本業務で制作された動画について、別言語のテロップで再度制作を依頼する可能性があること。
- (2) BGMの使用およびその選定は、発注者と受注者の合意事項とし、事前に協議が必要であること。
- (3) 業務委託料の支払いは、最終の動画の納品後に一括で行うものとする。ただし、受託者に特別な事情があつて業務を途中で履行できなくなった場合で、すでに納品済みの動画がある場合は、契約額の50%を上限に支払うものとする。